

愛媛大学総合健康センター重信分室内規

平成24年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学総合健康センター規則第12条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合健康センター重信分室(以下「分室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
 - (2) 保健師又は看護師
 - (3) その他必要な職員(以下「分室職員」という。)
- 2 分室長は、愛媛大学総合健康センター(以下「センター」という。)の専任教員のうちから、センター長が選考する。
- 3 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された分室長の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(職務)

第3条 分室長は、センター長の指示に従い、分室の業務を掌理する。

- 2 保健師又は看護師は、分室の業務及び専門的業務を処理する。
- 3 分室職員は、分室の業務に従事する。

(支援医)

第4条 分室に、支援医(学校医)を置くことができる。

- 2 支援医は、分室長の職務を助け、分室の業務を処理する。

(事務)

第5条 分室の管理運営に関する事務は、教育学生支援部において処理する。ただし、職員の健康管理に関する事務は医学部人事労務課で、学生の健康管理に関する事務は医学部学務課で処理する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。